

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和 8 年 7 月 7 日

契約担当官
東北農政局長 永井 春信

1 件名等

- (1) 件 名 **八郎潟農業水利事業に係る現場発生材の売払い**
- (2) 数 量 入札説明書による
- (3) 引取期限 **令和 8 年 11 月 30 日まで**
- (4) 引渡場所 秋田県南秋田郡大潟村地内
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたもの）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8・9 年度全省庁統一資格「物品の買受け」のうち「A 等級」、「B 等級」又は「C 等級」に格付けされている東北地域の競争参加有資格者であること。
- (4) 東北農政局長から東北農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成 26 年 10 月 1 日付け 26 北総第 437 号東北農政局長通知）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札等の日時・場所等

- (1) 入札書の提出場所、競争参加に必要な書類の提出場所及び問合せ先
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1（仙台合同庁舎 A 棟 7 階）
東北農政局総務部会計課 調達担当
電話 022-263-1111 内線 4228 e-mail: tyotatsu_tohoku@maff.go.jp
- (2) **入札説明書の交付期間**及び方法
令和 8 年 7 月 8 日（水）から 7 月 22 日（水）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を除く。）の**午前 10 時から午後 5 時までの間**、3 (1)において交付を行う。
または、**調達ポータル**の「**調達情報検索**」にて、必要な情報を入力又は選択し、本案件を検索のうえ、「**入札説明書**」をダウンロードすること。
<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>
なお、**郵送希望の場合は、送付先、会社名、担当者名、電話番号等を明記の上、e-mail により 3 (1)に掲げるアドレスあてに申し出ること。ただし、郵送費用は希望者の負担とする。**
また、入札説明書の交付については、次の部署においても実施する。
〒010-0442 秋田県南秋田郡大潟村東 1-1（旧秋田県農業研修センター 2 階）
東北農政局八郎潟農業水利事業所 庶務課担当
電話 0185-47-7667

- (3) **現場説明の日時及び場所**
令和8年7月17日(金)午前10時から東北農政局八郎潟農業水利事業所において実施し、
1(4)の引渡場所において現物確認を行うものとする。
- (4) **入札書の受領期限及び提出場所**
1) **持参する入札書の受領期限及び提出場所**
受領期限：令和8年8月7日(金)午前10時30分
提出場所：3(1)に同じ
- 2) **郵送等による入札書の受領期限及び提出場所**
受領期限：令和8年8月6日(木)午後5時
提出場所：3(1)に同じ(書留郵便又は「民間事業者による信書の送達に関する法律」(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便に限る。)
- (5) **開札の日時及び場所**
令和8年8月7日(金)午前11時 仙台合同庁舎A棟7階 東北農政局第1入札室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金及び契約保証金は、免除する。
- (3) **本入札へ参加を希望する者は、入札説明書で示す競争参加に必要な書類を令和8年7月24日(金)午後5時まで、3(1)あてに提出しなければならない。**
なお、提出された書類の審査の結果、仕様等を満たしていない者は入札に参加することはできないものとする。
また、提出された書類について説明を求められたときは、それに応じなければならないものとし、応じない場合は入札に参加させないものとする。
- (4) 本入札公告に示した競争参加資格のない者の入札、入札に関する条件に違反した者の入札及び東北農政局競争契約入札心得(平成28年4月1日付け27北総第972号東北農政局長通知)第4条の3の規定に違反した者の入札は、無効とする。
- (5) 落札決定後、契約書を作成する。
- (6) 本公告及び入札説明書に示す物件を買受けできると契約担当官が判断した者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) **発注者綱紀保持対策について**
農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)第10条及び第11条にのっとり、第三者から不当な働き掛けを受けた場合は、これを拒否し、その内容(日時、相手方氏名及び働き掛けの内容)を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会(以下「委員会」という。)に報告し、委員会の調査分析において不当な働き掛けと認められた場合には、当該委員会を設置している機関においてホームページにより公表する。
発注者綱紀保持対策の詳細は、当省のホームページ(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)による。
- (不当な働き掛け)
- 1) 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
 - 2) 指名競争入札において自ら指名すること又は他者を指名しないことの依頼
 - 3) 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
 - 4) 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
 - 5) 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
 - 6) 公表前における発注予定に関する情報聴取

- 7) 公表前における入札参加者に関する情報聴取
 - 8) その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取
- (8) 詳細は、入札説明書によるものとする。

お知らせ

東北農政局調達情報メールマガジン（物品・役務）の配信について

物品・役務の一般競争入札公告及び企画競争、公募の公示の到着情報をメールマガジンで配信しています。

メールマガジンの登録は、右の二次元バーコード（農林水産省ホームページ
(<https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>) から行ってください。

